



春の全国交通安全運動が始まります

新入学（園）シーズンを迎え、子どもが巻き込まれる交通事故の発生が懸念されます。

また、依然として高齢者が関係する死亡事故の割合が高く、中でも歩行中・自転車乗車中の事故が多発しています。また、高齢運転者による重大事故の発生が社会問題となっています。

春の全国交通安全運動は、こうした情勢を踏まえ、入学（園）して間もない児童・園児や、高齢者に交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通事故防止の徹底を目的として4月6日（木）～15日（土）の間実施されます。



▲シートベルト、チャイルドシートの正しい着用で交通ルールの遵守を

詐欺にご用心！

架空請求詐欺や詐欺電話に関する相談が多く寄せられています。

大垣警察署管内では、1月から2月20日までに31件の電話がありました。

架空請求詐欺としては、『サイト料が未払いです』『会員登録の解除がされていません』といった文章のメールが送られてきたり、また、自宅に『最終通告書』『債権回収の依頼を受けた』といった内容のハガキが送られてきます。

詐欺電話としては、『還付金があります』『大垣署の〇〇です』と電話をかけてきて、言葉巧みに相手を騙そうとするので注意してください。



もし、経年劣化した火災警報器をそのまま使用したら？

経年劣化した火災警報器をそのまま使用し続けた場合、火災を感知しなくなる可能性もあります。その結果、火災を早期に発見できず火災が拡大し逃げ遅れることも考えられます。いち早く火災を知らせてくれる火災警報器ですが、正常に作動しなければ設置する意味はありません。

火災警報器が正常に作動しているかを確認するためには、こまめな点検が必要です。ボタンを押す、またはひもを引いてちゃんと作動するか確認をしましょう。

住宅用火災警報器の交換はお済みですか？

住宅用火災警報器は、平成18年6月1日に新築住宅へ設置が義務付けられ、既存住宅は平成23年6月1日から義務化されました。

平成29年は新築住宅へ設置が義務付けられてから、10年をすでに経過しています。火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、**10年を目安に交換を推奨**しています。

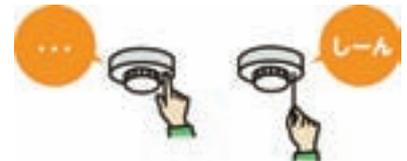
正常な場合は？

作動を知らせる火災警報音やメッセージが鳴ります。



音が鳴らない場合は？

電池がきちんとセットされているか、ご確認ください。



それでも鳴らない場合は、『電池切れ』か『機器本体の故障』が考えられます。取扱説明書をご覧になるか、購入した店舗等にお問い合わせください。